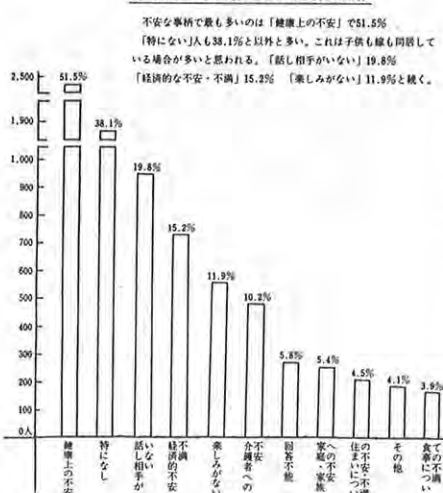


介護人の健康状態では全体の三分の一の人が病弱と答え、一日の介護時間は五時間以上の人が多く、介護が夜間に及ぶ事も考えられます。又介護することで大変なことは、「一番に「入浴(清拭含む)」次に「排便」、「着衣」、「食事」の順となっています。又、介護することで困っていることは「家事が出来ない」、「親戚や近所つき合いが十分出来ない」、「育児、家族の世話が出来ない」等です。

介護者で看護等の講習を受けたことがない人八七・三％、その中で今後受けたい希望の人二七・三％、家庭奉仕員派遣については、無料だったら来て欲しい十五・二％、多少お金を払ってでも来て欲しい、

(3) 今の生活の中で不安に思っていること(3つ以内)



(a) 今の生活の中で不安に思っていること三つ以内
「健康上の不安」が最も多く、次いで「話し相手がいない」、「経済的不安・不満」の順になっています。

(b) 特別養護老人ホーム入所について入所したくない人七六％、わからない人十三・七％、将来入所したい人十三・七％、今すぐ入所希望三七・七％百七十五人となっていて、入所したくない人の理由は家族がめんどうをみる七七・二％、なんとなく、知らない人との生活は嫌だから、自分の身の回りは自分で出来る、その他の順になっています。

しい、八・一％とこの制度の充実が望まれています。移動入浴車による入浴サービスの希望もあり、また、日常生活用具の給付、貸与希望も多い。寝たきり老人短期保護制度を知らない人もかなり居りPR不足の点も考えられますが、利用したいと答えた人も二八・五％でした。国、県、市町村に対しては次のとおりです。

四、寝たきり老人から

(イ) 特別養護老人ホーム入所について

入所したくない人七六％、わからない人十三・七％、将来入所したい人十三・七％、今すぐ入所希望三七・七％百七十五人となっていて、入所したくない人の理由は家族がめんどうをみる七七・二％、なんとなく、知らない人との生活は嫌だから、自分の身の回りは自分で出来る、その他の順になっています。

(ii) 今の生活の中で不安に思っていること三つ以内
「健康上の不安」が最も多く、次いで「話し相手がいない」、「経済的不安・不満」の順になっています。

五、調査員(民生委員)からみて本人(寝たきり老人)に対し現在最も必要なこと
約半数が特に必要なし、二番目に家庭奉仕員の派

遣、三番目に特別養護老人ホーム入所、次に入浴、機能回復の実施、入院、電話、インターホンの設置、給食サービスの順となっています。

以上調査結果に示めされたデータを生かし今後次のように対策を講ずる必要があります。

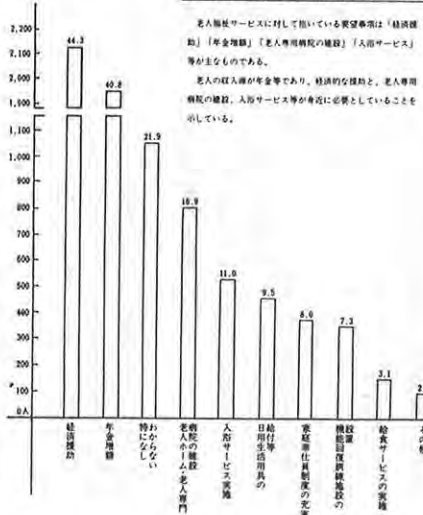
寝たきり老人対策

一、寝たきり老人に対する施策

(1) 公的年金制度の充実

我が国の公的年金は、昭和三十六年の「国民年金」の発足により、国民皆年金制度が実現したが、現在、国民年金、共済組合等八種類の制度に分れており、それぞれの制度がばらばらに発足しているため制度間の格差が生じています。また、今後若年層の減少や、制度の成熟化に伴う給付額の増加などから、支給開始年齢、所得制限等が問題になると思料されますが、現在寝たきり老人の属する世帯の生計中心者の六〇・三％は所得税非課税世帯であり、寝たきり老人本人の主な収入は、七九・九％が年金恩給となっています。また、生活の中で不安に思っているこ

(4) 国、県、市町村に対して一番やっほいたいこと(2つ以内)



との三位に経済的不安十五・二％があり、年金制度の充実が強く望まれます。

(2) 老人居室整備

現在、老人居室整備資金貸付制度(六十歳以上の高齢者と同居する者が老人の部屋を整備するための資金の貸付)を実施している市町村は七市一町です。

なお、これにかかる市町村が負担する年金積立還元融資金の利子補給を県で行っていますが、今年の実態調査から老人専用部屋がないと答えた人が十一％(五百二十七人)もあり、今後、老人のニーズに対応して本制度の各市町村へ普及をはかる必要があります。

(3) 家庭奉仕員(ヘルパー)制度の充実

老人福祉施設については、生活の場としての老人処遇、充実は勿論ですが、地域老人の福祉対策における重要な福祉資源としての役割が必要であり地域住民のニーズを十分に握り、施設も地域の一端であるという認識のもとに在宅の寝たきり老人に特別養護老人ホームのもつ専門的機能を提供し、社会資源の中核としたサービスを提供する体制が必要とされます。

事業として考えられるのは「在宅老人機能回復訓練事業」「寝たきり老人短期保護事業」の他、「集会所、機能訓練室、屋外訓練場等設備の提供」、「施設諸行事の開放にかかわる事業」また、「栄養講座、看護講座、老人心理講座等の開催」、「入浴、食事、入浴サービス」等が考えられます。

四、一般住民対策

(友愛訪問活動)

今回の実態調査で寝たきり老人が不安に思っている項で、健康上の不安に次いで、話し相手がいないと答えた人が一九・八％(九百四十四人)もいて、地域における友愛訪問を特に老人クラブ活動の中で積極的に取り組むよう指導することが必要です。

おわりに県民の皆さんの老人福祉施策に対する御理解と御協力を願います。

(社会課)

現在、県内に二百五十四人の家庭奉仕員が寝たきり老人(低所得世帯)等に対し訪問サービスを行っています。今後、老人人口増に伴い対象者も増えるので家庭奉仕員の増員とともに今後の課題としては、対象者を低所得者に限定せず、すべての要介護者を対象とし、所得に応じた負担も考えた制度の拡充も検討すべきと思われます。

一、サービス等
食事サービスについては今回の実態調査でも表われているように今後は食事指導、サービスについても考慮する必要があります。

(5) 日常生活用具給付(貸与)事業
現在、日常生活用具給付(貸与)事業の対象品目として、浴槽、湯沸器、マットレス、エアパット、腰かけ便座、特殊寝台があります。この事業に対応している市町村は二十市町村に過ぎず県内市町村の取り組みが必要であり、また、老人のニーズに福祉電話等対象品目の拡大も考慮すべきです。

二、介護人に対する施策

(1) 看護講習

現在、県において家庭婦人を対象にした寝たきり老人に対する家庭看護の知識、技術を普及するために家庭看護普及事業を日赤の協力で実施していますが、実態調査によると看護講習を受講した者十二・七％、受けていないが受けたい者二七・三％(千三百二人)となっており、今後共、看護講習については充実させる必要があります。

三、老人福祉施設

(1) 特別養護老人ホームの整備

現在、県内に二十四施設があり二千二百六十三人の老人が入所しています。今回の調査で入所希望の人が、なお全体の二〇・三％(四百九十二人)といて、特養ホームの創設、増設で対応してきたが、今後とも入所対象者、地域等総合的に判断し、他の社会福祉施設の整備との調整を図りながら、逐次整備を図ることが必要です。

(2) 施設の社会化(地域への開放)

特別養護老人ホーム(給付)施設利用による入浴サービス
ホームヘルパー、ボランティアの協力による居室における入浴サ